# 箕面市市内業者及び準市内業者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、箕面市入札参加者有資格者名簿に登録された者のうち、市内 業者及び準市内業者として認定するにあたり、必要な要件を定めるものとする。

# (定義)

- 第2条 この基準における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 本店等 次に掲げるものをいう。
    - ア 工事請負業者登録にあっては、建設業法の規定により許可を受けた主たる 営業所として箕面市内に有する本店(商業登記上の本店所在地が箕面市内で あり、かつ、箕面市内に建設業法の規定により許可を受けた主たる営業所を 有する場合を含む。)をいう。
    - イ 測量・設計等業務委託業者登録及び物品購入等業者登録にあっては、常時 契約を締結する事務所として箕面市内に有する本店(商業登記上の本店所在 地が箕面市内であり、かつ、箕面市内に常時契約を締結する事務所を有する 場合を含む。)をいう。
  - 二 常時契約を締結する事務所 見積り、入札、契約締結及び履行など、契約の 締結に係る実態的な行為を行う事務所をいう。
  - 三 支店等 箕面市外に商業登記上の本店所在地を有し、常時契約を締結する事 務所として、箕面市内に有する支店、支社、又は営業所をいう。
  - 四 市内業者 本店等を有する業者をいう。
  - 五 準市内業者 支店等を有する業者をいう。

### (認定の要件)

- 第3条 市内業者及び準市内業者の認定の要件は、次の各号に掲げる事項のいずれ も満たすものとする。
  - 一 市内業者は、本店等において、市との契約締結について完結できなければならない。
  - 二 市内業者は、法人にあっては箕面市内において法人に係る市税の納税義務を有し、個人にあっては、事業主が箕面市内に住民登録を有し、箕面市内に納付すべき市税の納税義務者でなければならない。
  - 三 準市内業者は、箕面市内において法人に係る市税の納税義務を有するととも に、支店等において、市との契約締結について完結できなければならない。
  - 四 前3項に規定するもののほか、市内業者又は準市内業者として認定するにあたり必要な要件は、次に掲げる事項とする。
    - ア 本店等又は支店等(以下「事務所」という。)には、事務等を執り行える 事務用什器及び事務用機器が備え付けられていなければならない。
    - イ 事務所には、その所在を明らかにした看板や表札を表示し、独立した事務 所として形態を整えていなければならない。
    - ウ 事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者 が存在し常駐していなければならない。配置人員が市外の本店等と兼務とな っていて、不在の状況が頻繁となる場合や、単なる連絡員を配置している場

合は、事務所として認めない。

- 五 事務所とは、電話、郵便、ファクシミリ等により、常に連絡をとることが出来なければならない。
- 六 工事請負業者登録にあっては、事務所に建設業法で定める専任の技術者が常 駐していなければならない。この場合において、法令により技術者の配置が必 要とされる職種にあっては、1人以上の配置がされていなければならない。
- 七 測量・設計等業務委託業者登録にあっては、事務所に営業活動を行い得る常駐社員(責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。)が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる職種にあっては、1人以上の配置がされていなければならない。
- 八 物品購入等業者登録にあっては、事務所に営業活動を行い得る常駐社員(責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。)が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。

# (実熊調査)

- 第4条 市長は、前条の認定の要件を満たしているかどうか確認するため、必要に 応じ、随時実態調査を行うことができる。
- 2 実態調査は、入札参加者資格申請時に本市に提出されている入札参加者資格審 査申請書又は営業所所在地等報告書に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行 うものとする。
- 3 市長は、第1項の実態調査にあたり相手方に対し、説明、資料の閲覧又は提出 その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項の実態調査に協力しない業者については、前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

## (認定の変更等)

第5条 市長は、前条の調査の結果、この基準を満たさないことが明らかになった 場合は、その認定の区分を変更、又は市内業者若しくは準市内業者として認定し ないことができる。

# 附則

# (施行期日等)

1 この基準は平成23年11月4日から施行する。

### (準備行為)

2 市内業者及び準市内業者の登録のために必要な準備行為は、この基準の施行 前においても行うことができる。